

## 中間前払金取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、那須塩原市が発注した工事の前払金に追加して支払われる前払金（以下「中間前払金」という。）に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

(対象工事及び要件)

第2条 中間前払金の支払いを行う工事は、那須塩原市建設工事執行規則の規定による工事請負契約約款第34条第1項の規定により前払金を支払った工事のうち、原則、単年度工事（工期の変更により2年度以上にわたることとなった場合を含む。）で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に適用するものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前払金と部分払との併用)

第3条 受注者は、中間前払金と部分払とを併用することができる。ただし、部分払を受けた後には中間前払金の請求をすることはできない。

(中間前払金の率等)

第4条 中間前払金の額は、請負金額の10分の2以内とする。ただし、前払金の額と中間前払金の額の合計金額は、請負金額の10分の6を超えないものとする。

(中間前払金の端数整理)

第5条 中間前払金に10万円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(手続き)

第6条 中間前払金の認定手続き等については、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、中間前払金を請求しようとするときは、中間前払金認定請求書（様式第1号）に工事履行報告書（様式第2号）を添えて工事担当課へ提出しなければならない。
- (2) 工事担当課は、中間前払金の認定請求があったときは、中間前払金の要件を満たしているか認定を行い、中間前払金認定通知書（様式第3号）により、概ね7日以内に受注者に通知する。
- (3) 中間前払金の認定を受けた受注者は、請求書と保証事業会社が発行した中間前払金保証証書を工事担当課に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、施行日以前に締結した工事請負契約についても適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告又は指名する工事から適用する。

那須塩原市長

住所（所在地）  
 商号又は名称  
 氏名（代表者氏名）

中間前払金認定請求書

下記の工事について、中間前払金の請求をしたいので、要件を満たしていること  
 の認定を請求します。

工事番号	
工事名	
工事場所	
契約年月日	年 月 日
請負金額（A）	円
前払金額（B）	円
中間前払金額 （C）	円（10万円未満切捨て） （Aの20%以内、ただし、（B+C）がAの60%以内であること）
工期	年 月 日から 年 月 日
摘要	

注：認定資料として、次に掲げるものを添付してください。

- (1) 工事履行報告書（様式第2号）
- (2) 工事の進捗状況を表示した実施工程表
- (3) 工事写真（着手前、現況）

（下欄は市が記入します。）

課長	課長補佐	係長	監督員	中間前払金の要件を満たしていることを <input type="checkbox"/> 認定する。 <input type="checkbox"/> 認定しない。

様式第 2 号

## 工事履行報告書

工事名			
工期	～		
日付	( 月分)		
月 別	予定工程% ( ) は工程変更後	実施工程%	備 考
(記事欄)			

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

様式第 3 号

第 号  
年 月 日

様

那須塩原市長 印

中間前払金認定（非認定）通知書

年 月 日付けで認定請求があった下記の工事について、進捗状況を調査したところ、中間前払金の請求ができる要件を満たしていることを認定します。  
(認定しません。)

工事番号	
工事名	
工事場所	
契約年月日	年 月 日
請負金額 (A)	円
前払金額 (B)	円
中間前払金額 (C)	円 (10万円未満切捨て) (Aの 20%以内であること)
工期	年 月 日から 年 月 日
摘要	